

第8章 情報提供の充実

1 情報提供の充実

障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすくわかりやすい情報提供を行うとともに、情報提供の拡大と内容の充実に努めます。

(1) 「広報のぼりべつ」による情報提供

障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報を「広報のぼりべつ」に掲載し周知に努めます。

(2) 「福祉のしおり」の内容の充実と利用促進

障がい者等の各種福祉情報を掲載する「福祉のしおり」の充実に努めるとともに、相談窓口等における利用促進に努めます。

(3) 障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及

視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」などを発行し、障がいの特性に配慮した情報の提供に努めます。

また、視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、聴覚障がい者用の通信装置（ファックス）の機器等の普及に努めます。

- ・ 情報誌（紙）の点訳、音訳、ホームページ版による提供
- ・ 障がい者日常生活用具の給付等